

# 特別区広報資料

令和 8 年 1 月 16 日  
特別区長会

## 特別区区民葬儀における新たな助成制度について

特別区は令和 8 年 4 月より、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民間火葬場において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした 23 区共通の新たな助成制度を開始します。

本助成制度における助成額は、大人 27,000 円（小人 15,000 円）を限度額とします。

### 1 助成制度創設の経緯

特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）取扱業者のうち、東京博善株式会社が、令和 8 年 3 月 31 日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を、昨年 8 月に公表しました。

これを受け、特別区は同月、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から、23 区共通の助成制度を、令和 8 年 4 月より新たに開始することを公表しました。

このたび、本助成制度における助成対象者及び助成額を決定したことから、以下により公表します。

### 2 助成対象者

区民葬儀利用者<sup>\*1</sup>のうち、特別区が指定する民間火葬場<sup>\*2</sup>において、最も低廉な火葬料金<sup>\*3</sup>（以下「基準火葬料金」）を支払った方<sup>\*4</sup>を対象とします。

※ 1 「祭壇券」または「靈柩車券」のいずれかの区民葬儀券利用者

※ 2 区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場

※ 3 他の公的制度の適用を受けている料金を除く

※ 4 「逝去者」または「火葬を執り行った方」が特別区内に住民登録を有していること

### 3 助成額

「大人 27,000 円、小人 15,000 円」を助成限度額とします。なお、助成限度額の算出にあたっては、特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金（公営は域外）の平均額（87,000 円）と区民葬儀の火葬料金（59,600 円）との差額から 1,000 円未満を切り捨てた額を根拠としています。

ただし、助成を行うことにより、区民葬儀における火葬料金を下回ることのないよう、基準火葬料金と 59,600 円との差額から 1,000 円未満を切り捨てた額が、助成限度額に達しない場合はその額を助成額とします。

## 4 助成制度利用件数（令和8年度見込）

過去5年の23区死亡者数及び、区民葬儀券のうち火葬券の利用実績件数の推移から、特別区全体で約10,000件の利用を見込んでいます。

## 5 区民葬儀とは

区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀です。終戦後、都民の低所得者に対し低廉な価格により葬儀が行えるよう「都民葬儀」として運営が始まり、現在は「区民葬儀」として、民間の葬儀・搬送・火葬運営事業者の協力により行われています。

区民葬儀券は、各区役所の交付窓口で発行し、利用者は区民葬儀券〔祭壇券、靈柩車券、火葬券（遺骨収集容器を含む）の3区分〕の区分ごとに必要とするものを選び、組み合わせて利用することができます。

なお、区民葬儀券は、区民葬儀取扱業者以外は取り扱えません。

### 【参考】

#### ○ 火葬場のあり方に係る特別区の取り組み

火葬場はその経営主体に関わらず、公共的な役割を担っており、その料金についても客観的な妥当性が求められるものと認識しています。

一方、火葬場に対する指導権限のある特別区が、その料金の妥当性を判断するために必要な根拠や、基準が墓地埋葬法に定められていないため、指導の実効性を担保することができません。

このことから、11月25日には都と共同で国に法改正を要請しました。

今後も引き続き、安定的な火葬体制を確保する観点から、都と連携のうえ、国に対して必要な要請を行っていきます。

特別区のこれまでの取り組み状況については、特別区長会ホームページをご参照ください。

・[https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/sonota\\_kotsudo.html](https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/sonota_kotsudo.html)

#### ○ 特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

・会長：吉住 健一（新宿区長）

・事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3丁目5-1 東京区政会館19階）

### 【連絡先】

特別区長会事務局 環境衛生担当課長 広田 史憲  
電話 5210-9560（直通）